

問 少子・高齢化への対策は。

答 国の交付金などを活用して事業を展開してまいります。

総合戦略のブレイクアップを

問 少子・高齢化と急激な人口減少は、本町のみならず、全国的な問題であり課題です。対して、どのような対策をもって実施していくのかを示した本町の計画が「多古町まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、本町を多くの方に選んでいただくには、特色のあるものや先進的なものを盛り込んだ計画でなければならぬと考えます。そんな中、近隣の自治体において過疎対策法が適用となり、法によるさまざまな特例措置がなされ、東京圏からの移住と起業に対して手厚く、大変な脅威と感じています。第2期5カ年計画の折り返しを過ぎたあたりですが、さらなるブラッシュアップが必要と考えます。

町長 本町は、人口減少が進んでいるものの、過疎地域の指定には至っていません。過疎地域には、国よりさまざまな支援がありますが、本町としては、これからも国の地方創生交付金などを有効に活用しながら、目指すべき目標人口を達成すべく、地方創生に関する事業を展開してまいります。

問 地方創生テレワーク交付金を活用した空き家や空き公共施設のリノベーションは、テレワークで仕事される方々を呼び込む一つの大きな施策と考えます。また、東京23区内の20代の47・1%が地方移住に関心がある状態です。起業支援や空き家バンク、リフォームの助成、民泊などトータル的にケアしていくことが非常に重要であると考えますが、町の考えを伺います。

企画政策課長 本町は過疎地ですが、人口急減地域ということで、令和4年1月より、テレワーク交付金の対象となりました。今後、どのように活用できるか検討してまいります。また、本町では移住に対する補助金制度はありませんが、本町に定住を目的とし、住宅を取得された場合には住宅取得奨励金制度があります。

産業経済課長 起業支援という形で、魅力活力にぎわい創出支援事業があります。業種に関して制限はあるものの、町のにぎわいを創出するものであれば、町から補助金を最大で250万円お出しできる制度があります。

問 住環境整備補助率のかさ上げを求めます。

答 今後検討してまいります。

住み続けてもらうための支援を

問 本町住宅リフォーム助成制度は、工事費20万円以上の工事に対し、工事費の10%、上限10万円です。実績、町内経済効果などを示して下さい。住民が今後も本町に住み続けるために積極的に住環境整備を行う内容に対し、補助率のさらなるかさ上げを求めます。

町長 令和3年度実績は、申請件数17件、対象工事費合計2484万円、補助金合計額153万円、本年度（11月末現在）は、申請件数27件、対象工事費合



リフォーム助成の充実に向けて

計4554万円、補助金合計額は242万円であり、昨年度の2倍近くとなっています。工事を町内施工業者に発注することを補助金交付の要件とし、本制度の目的の一つである地域経済の活性化につながっています。上限額の引き上げについては、今後検討してまいります。

問 町住宅取得奨励金では中古住宅も対象となっており、奨励金10万円にリフォーム助成も加えると、20万円の助成が受けられます。1世帯1回限りであり、整合性も必要なことから補助額のかさ上げは必要です。

空港まちづくり課長 補助金の実績を単純に割り返すと、昨年度1件当たり146万円、今年度は168万円となり、資材高騰などの状況も要因か、15%程度上がっています。社会情勢的な変化も感じており、奨励金も含め、総合的に検討してまいります。

問 国民健康保険税子どもの均等割減免、廃止などについては、国民健康保険法第77条（地方税法

飯田 良一 議員

所要時間 62分



空港まちづくり課長

移住・定住をより進めるための住宅取得奨励金については、さらに追加するよう検討しています。

問 空き家バンクをさらに利用しやすくするために、空き家バンクに登録された方や契約に至った方など、段階的な奨励金制度を創設する考えはありますか。

企画政策課長 今後も引き続き研究してまいります。

問 本町には、さらなる子育て支援が必要と考えます。本町から通って、高校、大学と学べる環境をつくりあげるのも重要と考え、学業に励んでいる若い世代の方々に対し、公共交通の補助も必要と考えますが。

企画政策課長 町外へ移動する際の交通手段については、抜本的かつ総合的に広い視野をもって検討していかなくては

石渡 悦子 議員

所要時間 63分



717条)に定められている減免規定により、自治体の判断で可能ではないか伺います。

税務課長 可能と考えています。しかし、あくまで減免規定を市町村が独自の判断基準によって、法717条に適用させ、その上で条例改正を踏まえるという手順が必要です。実際に実施している市町村の状況を見ると、条例改正で減免規定を適用しているところ、また、規則のみで対応している市町村を確認しています。

障害者控除対象者認定の周知を

問 要介護認定を受けている65歳以上の方は、町が発行する「障害者控除対象者認定」を受けられる可能性があり、本人だけでなく、同一生計配偶者、扶養親族において、税や介護保険料の軽減につながります。積極的な周知、対応を求めます。

ならないと考えています。今後も関係機関と協議を進めながら、引き続き研究、検討を重ねてまいります。

問 本町は、空港東側の玄関口です。公共交通については、単独では財源も厳しいと想像できますので、近隣の自治体と連携し、地域間交通の広域化を図る考えはありますか。

町長 地域間連携というのは、一つ有効な手段であると考えますが、各地域の皆様方のニーズが大変重要です。今後、ニーズ調査などを実施していければと考えています。

問 高等教育機関の誘致にチャレンジしてみても、意義があるのではないかと考えています。大学誘致に関しては、手を挙げてから10年、15年とかかるものでもあります。早期に総合計画への反映を望みます。

町長 大学を誘致したことにより、財政を圧迫している自治体もあります。一方で若い世代が集まるなど成功している自治体もありますので、本町の人口減少をどう食い止めるかということについて、ほかの先行事例を十分研究してまいります。



町民に寄り添った対応を

町長 介護保険の認定結果通知に制度のお知らせを同封したり、確定申告の時期に合わせた広報紙への掲載、ケアマネジャーの方々へ制度の説明をするなど、本制度を周知してまいりました。今後も引き続き、周知に努めてまいります。

問 所得控除額については、障害者は所得税27万円、住民税26万円、特別障害者は所得税40万円、住民税30万円、同居特別障害者は所得税75万円、住民税53万円となります。国の制度であり、制度を知らなければ申請できないことから、一人でも多くの方への周知、適用が図られるよう求めます。

保健福祉課長 平成29年度は19名でしたが、令和3年度は41名の方が受領されています。少しずつですが、皆様方に認知されてきたと感じていますが、今後とも周知に努めてまいります。